第百十八条の三の次に次の一条を加える。

（船内苦情処理手続）

第百十八条の四　船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続（船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第百二十条の三の見出し中「監督」を「監督等」に改め、同条第一項中「の定める」を「で定める」に、「除く。以下この条において「外国船舶」という」に、「その船舶に」を「当該外国船舶に」に、「その船舶の乗組員が次に定める要件を満たして」を「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全てに適合して」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「の定める」を「で定める」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「その船舶」を「当該外国船舶」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第三項中「その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための」を「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するために必要な」に改め、同条第四項中「第一項各号の一に定める要件を満たすための」を「当該通告に係る」に、「その船舶」を「当該外国船舶」に改め、同条第六項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「同条第一項各号に定める要件を満たすための」を「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び同条第一項各号に定める要件に適合するために必要な」に改め、同条に次の一項を加える。

第百十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「二千六年の海上の労働に関する条約」と、「船員労務官」とあるのは「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」と読み替えるものとする。

第百二十一条の二を次のように改める。

（手数料の納付）

第百二十一条の二　次に掲げる者（第百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一　船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者

二　第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書又は第百十八条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者

三　第八十二条の二第三項第一号又は第百十八条第三項第一号の試験を受けようとする者

四　第八十二条の二第三項第二号又は第百十八条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五　法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

六　海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

七　海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第百二十六条第一号中「、第三十六条」及び「（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第四号中「基づいて発する」を「基づく」に改め、同条第七号中「（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第五十条第三項の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第百三十条中「から第四十七条まで」を「、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項」に、「第六十五条の二第二項（第八十八条の二の二第三項」を「第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項」に、「第八十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに」に、「第八十八条の二の二第二項」を「第八十八条の二の二第一項」に、「若しくは第百十八条の三」を「、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改める。

第百三十条の次に次の二条を加える。

第百三十条の二　船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。

二　第百条の四の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。

三　第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第百三十条の三　船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条第一号中「第三十二条」を削り、「第五十三条」を「第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「（第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第百条の八の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第百三十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第三十六条第一項若しくは第二項、第五十三条第三項又は第百十八条の四第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

第百三十一条の次に次の二条を加える。

第百三十一条の二　第百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条の三　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第百条の二十の規定による許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

二　第百条の二十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百三十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「詐偽その他の不正行為をもつて」を「偽りその他不正の行為により」に、「訂正」を「再交付、訂正」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の前に次の一号を加える。

九　第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者